

令和7年6月25日開催

新庄市農業委員会第25回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（令和7年6月）議事録

1. 開催日時 令和7年6月25日（水）午前10時00分
2. 開催場所 新庄市民プラザ 小ホール
3. 出席委員（17名）

1番 浅沼 玲子	2番 笹 行也
3番 松田 浩一	5番 指村 貞芳
6番 森 良一	7番 下山 秀一
8番 奥山 久	9番 中鉢 浩
10番 五十嵐 成生	11番 田宮 成彦
12番 齋藤 謙二	13番 星川 吉和
14番 伊藤 和彦	15番 三原 幸一
16番 星川 秀男	17番 星川 豊
19番 高山 光弥	
4. 欠席した委員（2名）

4番 早坂 浩樹	18番 佐藤 喜代志
----------	------------

5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名
- 日程第 2 議案第 84 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第 85 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第 86 号 令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について
- 日程第 5 報告第 65 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 日程第 6 報告第 66 号 2 アール未満農地転用届出について
- 日程第 7 報告第 67 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 日程第 8 報告第 68 号 地目変更登記に係る法務局からの照会について
- 日程第 9 報告第 69 号 時効取得を原因とする農地の権利移転又は設定に係る法務局からの通知について

6. 出席した事務局職員

事務局長	今田 新	局長補佐	鏡 彰 広
主任	結城 美緒	主 事	星川 真優

7. 総会議長

浅沼 玲子

8. 会議の概要

○議長

それでは、これより令和 7 年度新庄市農業委員会第 25 回総会を開催いたします。議事に入る前に事務局より出席の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員は 17 名です。欠席通告者は 4 番早坂浩樹委員、18 番佐藤喜代志委員、の 2 名です。従いまして、現に在任する委員の出席者が過半数を上回っておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本第 25 回総会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは会長に議長をお願いいたします。

○議長

それではこれより議事に入ります。はじめに、日程第 1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に13番星川吉和委員と15番三原幸一委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の結城美緒さんと星川真優さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

○議長

次に日程第2、議案第84号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第84号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区2件ございます。尚、農地法第3条第2項各号の審査基準には該当しない為、許可要件を満たしていると考えます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○9番

新庄地区1番につきまして、6月23日に調査確認しました。譲渡人が高齢により作業が困難になってきた為、今後の検討をしていたところ譲受人と売買の契約をするという事で話がまとまったそうです。問題ないと判断しましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、新庄地区2番について調査報告をお願いします。

○2番

新庄地区2番につきまして、6月22日に調査確認しました。貸人の法人化に伴う使用貸借権という事で問題ないと判断します。宜しく申し上げます。

○議長

ご苦勞様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第84号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第84号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第3、議案第85号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第85号農地法第5条の規定による許可申請について、稲舟地区1件、八向地区1件、計2件ございます。

内容につきましては議案書の通りとなっております。ご審議の程よろしく願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、稲舟地区1番について調査報告をお願いします。

○14番

稲舟地区1番につきまして、6月19日に調査確認しました。該当地は高台に位置し沢に隣接している為、周辺農地の所有者に影響等を確認したところ特に問題ないようでした。今後も継続して確認して行く予定です。よろしく願いします。

○議長

続いて、八向地区1番について調査報告をお願いします。

○11番

八向地区1番につきまして、4月11日に新庄土地改良区より地図を受け取り調査確認しました。集落を通過して上ミ野水田に通じる道路なのですが、両側が杉林で大きい機械の通行が困難である為、拡幅工事を行いたいとの事でした。問題ないと思いますので、よろしく願いします。

○議長

ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第85号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第85号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第4、議案第86号令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）についてを上程します。

それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第86号令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について、内容につきましては議案書の通りとなっております。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

それではこれより質疑に入ります。

議案第86号令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第86号令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第86号令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

それでは報告案件に入ります。

日程第5、報告第65号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第65号農地法第3条の3第1項の規定による届出について新庄地区6件、稲舟地区2件、萩野地区1件、八向地区2件、計11件ございます。

内容につきましては、相続による所有権取得であっせん等の希望は新庄地区4番のみとなっております。よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの報告第65号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第65号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり受理を確認しました。

○議長

次に日程第6、報告第66号2アール未満農地転用届出についてを上程します。それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第66号2アール未満農地転用届出について、新庄地区1件ございます。内容につきましては議案書の通りとなっております。よろしくお願いいたします。

○議長

報告第66号2アール未満農地転用届出について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第66号2アール未満農地転用届出については原案のとおり受理を確認しました。

○議長

次に日程第7、報告第67号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程します。それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第67号農地法第18条第6項の規定による通知について、新庄地区1件、萩野地区1件、計2件ございます。

いずれの案件も届出書の記載事項に不備のないことを確認し受理しましたので、よろしくお願ひいたします。

○議長

ただいまの報告第67号農地法第18条第6項の規定による通知について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第67号農地法第18条第6項の規定による通知については、原案のとおり受理を確認しました。

○議長

次に日程第8、報告第68号地目変更登記に係る法務局からの照会についてを上程します。それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第68号地目変更登記に係る法務局からの照会について、八向地区2件ございます。

県より現状回復命令はなく、非農地として法務局へ回答しております。よろしくお願ひいたします。

○議長

報告第68号地目変更登記に係る法務局からの照会について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第68号地目変更登記に係る法務局からの照会については、原案のとおり受理を確認しました。

○議長

次に日程第9、報告第69号時効取得を原因とする農地の権利移転又は設定に係る法務局からの通知についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第69号時効取得を原因とする農地の権利移転又は設定に係る法務局からの通知について、新庄地区1件ございます。内容等については議案書の通りとなっております。よろしくお願ひいたします。

○議長

ただいまの報告第69号時効取得を原因とする農地の権利移転又は設定に係る法務局からの通知について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第69号時効取得を原因とする農地の権利移転又は設定に係る法務局からの通知については、原案のとおり受理を確認しました。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

その他の件について何かございませんか。

<「なし」という者あり>

○議長

ないようですので、これで新庄市農業委員会第25回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

令和7年6月25日

新庄市農業委員会

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員